

第36条 各支部規約に定めのない事項及び各支部規約を施行するのに必要な事項については、各支部規約の施行細則の定めるところによる。

第9章 改 正

(改正)

第37条 ① 本会則の改正は、理事会における出席理事の3分の2以上の多数の賛成を要する。

② 改正された本会則は、原則として、前項の理事会の後にくる最初の4月1日から施行される。

③ 前項の規定にかかわらず、理事会が施行日を特定した場合には、改正された本会則は、その日から施行される。

附 則

この会則は、昭和53年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月2日から施行する。

輔仁会女子大学支部規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本支部は、学問の自由と自治の精神にもとづき、学習院女子大学の発展のために努力することを目的とし、支部活動及びその一環である学生自治活動を行なう。

(事務所)

第2条 本支部は、本学内に事務所を置く。

第2章 会 員

(会員)

第3条 ① 本支部は、学習院女子大学の学部学生、大学院学生及び専任教職員をもつて会員とする。

② 会員は、この規約に定めるすべての権利を有し義務を負う。

③ 会員は、別に定める会費を毎年納入するものとする。

第3章 機 関

(構成)

第4条 ① 本支部は、次の学生自治活動の機関を置く。

- (1) 学生大会
- (2) 代表委員会
- (3) 総務委員会
- (4) ホームルーム委員会
- (5) 各部常任委員会
- (6) 大学祭実行委員会
- (7) 雅祭実行委員会

② 本支部活動を円滑に行なうために協議会を置く。

③ 上記の機関は、必要に応じて内規を定め、これにもとづいて活動する。内規は代表委員会の承認を必要とする。

第4章 学生大会

(学生大会)

第5条 学生大会は、本支部学生部門最高議決機関である。

(構成)

第6条 学生大会は、本支部全学生をもつて構成する。

(役員)

第7条 ① 学生大会に、次の役員を置く。

- (1) 議 長 1名
- (2) 副 議 長 1名
- (3) 書 記 2名

② 学生大会の役員は、総務委員会の委員長・副委員長・書記が、それぞれ議長・副議長・書記の任にあたる。

(招集)

第8条 学生大会は、次のいずれかの場合に、支部長の承認を得て、議長が招集する。

- (1) 全学生の4分の1以上の要求があつた場合
- (2) 代表委員会で発議された場合

(成立)

第9条 ① 学生大会は、本支部全学生の4分の1以上の出席により成立する。

② 学生大会が流会となつた場合には、議長は7日以内に再び招集しなければならない。

③ 学生大会が2回続けて流会となつた場合には、代表委員会がこれを代行する。

(議案の公示)

第10条 学生大会の議案は、大会開催の2週間以上前に議長がこれを公示する。ただし、急を要する場合は上記の期間を短縮することができる。

(議決)

第11条 ① 学生大会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

② 学生大会によつて議決された事項は、施行日より満3ヶ月を経なければ、これを変更することができない。ただし、全学生の過半数の賛成により議決された場合は3ヶ月以内でも変更できる。

第5章 代表委員会

(代表委員会)

第12条 代表委員会は、本支部全学生の意思を代表し、会計をはじめとする事業全般を執行し、かつ学生大会を代行する議決機関である。

(構成)

第13条 代表委員会は、次の委員をもつて構成する。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) ホームルーム委員会役員 | 6名 |
| (2) 各部常任委員会役員 | 6名 |
| (3) 大学祭実行委員会役員 | 6名 |
| (4) 雅祭実行委員会役員 | 6名 |
| (5) 総務委員会役員 | 8名 |

(役員)

第14条 ① 代表委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 1名 |
| (3) 書記 | 2名 |

② 代表委員会の役員は、総務委員会の委員長・副委員長・書記が、それぞれ議長・副議長・書記の任にあたる。

(任務)

第15条 議長・副議長は、女子大学支部学生理事として、輔仁会理事会に出席しなければならない。

(招集)

第16条 代表委員会は、次のいずれかの場合に、議長が招集する。

- (1) 議長が必要と認めた場合
- (2) ホームルーム委員会からの要求があつた場合
- (3) 各部常任委員会からの要求があつた場合
- (4) 大学祭実行委員会からの要求があつた場合
- (5) 雅祭実行委員会からの要求があつた場合
- (6) 支部長からの要求があつた場合

(成立)

第17条 代表委員会は、構成委員の3分の2以上の出席により成立する。

(議決)

第18条 代表委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(任期)

第19条 代表委員の任期は12月1日から翌年11月30日までとする。

第6章 総務委員会

(総務委員会)

第20条 総務委員会は、本支部学生の意思を統括する機関である。

(構成)

第21条 総務委員会は、本支部学生をもつて構成する。

(役員)

第22条 総務委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 庶務 2名

(任期)

第23条 総務委員の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第7章 ホームルーム委員会

(ホームルーム委員会)

第24条 ホームルーム委員会は、各ホームルームの意思を統括する機関である。

(構成)

第25条 ホームルーム委員会は、各ホームルーム（1・2年生）及び各科専門演習（3・4年生）より1名ずつ選出されたホームルーム委員をもつて構成する。

(役員)

第26条 ① ホームルーム委員会に、ホームルーム委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

② 前項の役員は、代表委員を兼任するものとする。

(招集)

第27条 ① ホームルーム委員会は、次のいずれかの場合に、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めた場合
- (2) ホームルーム委員から要求があつた場合
- (3) 総務委員長から要求があつた場合

② 役員会は、委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集するものとする。

(成立)

第28条 ホームルーム委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第29条 ホームルーム委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(任期)

第30条 ホームルーム委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、1・2・3年次委員のうち、代表委員に選出された者は、代表委員の任期をその任期とする。

第8章 各部常任委員会

(各部常任委員会)

第31条 各部常任委員会は、各部・同好会を統括する機関である。

(構成)

第32条 各部常任委員会は、各部・同好会より1名ずつ選出された常任委員及び前年度の各部常任委員会において推薦された6名をもつて構成する。

(役員)

第33条 ① 各部常任委員会に、各部常任委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

② 前項の役員は、代表委員を兼任するものとする。

(招集)

第34条 各部常任委員会は、次のいずれかの場合に、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めた場合
- (2) 所属団体のいずれかより要求があつた場合
- (3) 総務委員長から要求があつた場合

(成立)

第35条 各部常任委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(議決)

第36条 各部常任委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(任期)

第37条 各部常任委員の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第9章 大学祭実行委員会

(大学祭実行委員会)

第38条 大学祭実行委員会は、大学祭(和祭)の企画・運営を行なう機関である。

(構成)

第39条 大学祭実行委員会は、必要に応じて各クラスより選出した実行委員及び前年度の大学祭実行委員会において推薦された者をもつて構成する。

(役員)

第40条 ① 大学祭実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

② 前項の役員は代表委員を兼任するものとする。

③ 大学祭実行委員会委員長は、大学祭実行委員会内に必要な部署を配置することができる。

(招集)

第41条 大学祭実行委員会は、次のいずれかの場合に、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要を認めた場合
- (2) 大学祭実行委員より要求があつた場合
- (3) 総務委員長より要求があつた場合

(成立)

第42条 大学祭実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第43条 大学祭実行委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(任期)

第44条 大学祭実行委員会の任期は、12月1日から翌年の11月30日までとする。

第10章 雅祭実行委員会

(雅祭実行委員会)

第45条 雅祭実行委員会は、新入生歓迎会（雅祭）の企画・運営を行う機関である。

(構成)

第46条 雅祭実行委員会は、前年度の雅祭実行委員会において推薦された者をもつて構成する。

(役員)

第47条 ① 雅祭実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

② 前項の役員は代表委員を兼任するものとする。

③ 役員の選出とは別に雅祭実行委員会内において、必要な部署を配置することができる。

(招集)

第48条 雅祭実行委員会は、次のいずれかの場合に、委員長が、招集する。

- (1) 委員長が必要と認めた場合
- (2) 雅祭実行委員より要求があつた場合
- (3) 総務委員長より要求があつた場合

(成立)

第49条 雅祭実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第50条 雅祭実行委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(任期)

第51条 雅祭実行委員会の任期は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第11章 協議会

(協議会)

第52条 協議会は、支部事業全般の円滑な運営のための、協議・連絡をはかる機関である。

(構成)

第53条 協議会は、支部長・学生部長・学生委員及び総務委員会役員をもつて構成する。

(役員)

第54条 ① 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 2名

② 前項の役員は、支部長・学生部長・総務委員会書記が、それぞれ、議長・副議長・書記の任にあたる。

(招集)

第55条 協議会は、支部長・学生部長・学生委員または総務委員長から要求があつた場合に、議長が招

集する。

(成立)

第56条 協議会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

(各部顧問)

第57条 ① 文化部・運動部の各部及び同好会に顧問を置く。

② 顧問は、本支部専任教員の中から選出し、協議会で承認した後、支部長がこれを委嘱する。

③ 顧問は、部及び同好会の計画に参加し、部費等の使途を監査する。

第12章 会 計

(経費)

第58条 ① 本支部の経費は、支部会費その他の収入をもつてこれにあてる。

② 支部学生部門会費は、次のとおりとする。

(1) 学部学生 年額7,000円

(2) 大学院学生 年額1,000円

(会計年度)

第59条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算・決算)

第60条 ① 予算案及び決算は、総務委員会の議決・支部長の監査を経て、輔仁会理事会に提出し、その承認により決定する。

② 予算の決定及び前年度決算は、毎年度初めに総務委員会が全学生にこれを報告する。

第13章 規約改正

第61条 本支部規約の改正は、学生大会の議決及び協議会の承認を経なければならない。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成15年12月1日から施行する。

2 大学院学生に係る条項は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

輔仁会女子大学支部各部常任委員会内規

第1章 総 則

第1条 本会は、輔仁会女子大学支部各部常任委員会と称し、学習院女子大学内に本会を設置する。

第2条 本会は、輔仁会の主旨に沿った加入団体の活動を援助し、会員の学生生活の向上と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、本会に加入する全ての団体を統括する機関であり、加入団体および会員は本内規に違反する行動をなすこと、あるいは本内規に違反する規則を定めることはできない。